

早稻田大学審査学位論文
博士（人間科学）
概要書

中山間地域における集落営農法人の諸形態と地域営農再
編

Various Forms of the Community-based Farming
Corporations and Reorganization of Regional Farming in
Japan's Less-favored Areas

2017年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科
吳 燕
WU, Yuan

研究指導教員： 柏 雅之 教授

本論文は、農業経営管理論の視点から中山間地域を担う集落営農法人の諸形態に注目し、各々の成立条件と課題を明らかにし、集落営農法人が中心となる地域資源管理の主体間関係のあり様を検討する研究である。本論文での地域資源は水田農業生産に直接的、間接的に係わる資源のことである。

序章は、分析の目的と枠組みを示す。

第1章では、中山間地域農業の担い手である集落営農に関する展開過程と既往研究の再検討を行う。集落営農に関する研究の蓄積が豊富であるものの、以下の論点の解明は手薄である。第1は、個別経営と集団との関係の解明である。従来から両者間の確執が問題視されてきたが、両者間での互恵関係の萌芽的形成も見られた。第2は不可逆的な過疎・高齢化の進行にともなう集落機能脆弱化への対応形態の解明である。現状としては、集落の人的資源での対応がもはや限界に達し、旧村あるいは平成合併以前の市町村単位という広域（セミマクロ）レベルでの対応が求められる傾向にある。本論文は広域レベルで展開する集落営農法人を対象にし、以上2点の解明を通して、中山間地域を担う集落営農法人の展開方向を再検討する。

第2章から第6章までは事例分析である。第2章と第3章では個別経営と集団との連携関係を解明する。第2章では大規模個別経営と集落との結合による「基礎連携型」、第3章では大規模個別経営と集落営農のヨコの組織化による「部分融合型」及びさらに進化したタテの組織化が見られる。第2章と第3章の2形態の存立前提は大規模個別経営が中心的な役割を果たすことである。この前提のない地域における集落営農法人の展開は、第4章の「旧村一体型」、第5章の「超広域型」である。第6章では、新たな「生活結合型」として、自治組織と連携しながら旧村地域を担う集落営農法人を取り上げる。

第2章は、大規模個別経営が集落と土地の結合によって「基礎連携型」集落営農法人に転換した事例である。事例は広島県三次市の中山間地域の2法人である。大規模個別経営は集落と協定を締結し、特定農業法人への転換によって集落営農法人となった。法人化以前の経営規模はともに30haを超える、地理的に旧村及び旧村外での経営展開もみられた。大規模個別経営の経営ノウハウと独自の販売体制が集落営農法人の強みとなり、法人は常時雇用体制の維持できる経営水準に達した。2法人は法人化を図った際、集落との結合の方式が違う。大規模個別経営と結合した拠点集落は、地元集落か、他集落かによって経営展開の方向が相違し、諸主体間関係の構築方向も異なる。拠点集落を地元集落とした場合、地元集落を中心に農地の団地化が進み、地元集落の諸主体間との連携関係は農業生産に限らない。拠点集落を他集落とした場合、法人は地元集落の要請に従い、従来から地元以外の集落で展開してきた生産の重心を地元集落に回帰させ、広域レベルの営農再編を促進する。広域レベルの諸主体間関係、生産拠点の移転による地元集落に密着する諸主体間関係の構築が期待できる。

第3章は、個と集団の連携関係に基づいた集落営農の組織再編に関する分析である。事例は広島県山県郡旧町にある4法人と3大規模個別経営である。まず、大規模個別経営と集落との「ヨコの組織化」による「部分融合型」集落営農法人の形成と経営展開がある。法人と大規模個別経営の間には、水田の面的集積、主要農業機械等の共同利用、労働力配置のような諸生産要素の再配分を通して、互恵関係が構築された。これをベースとして、旧町にある複数の集落営農法人と大規模個別経営は「タテの組織化」を図り、広域的調整機能を持つ上部組織を設立した。「ヨコの組織化」と「タテの組織化」は集落と旧町の諸生産要素の再配分を行い、地域農業へのメリットがさらに向上する。

第2章と第3章の形態形成の前提条件は、集落、あるいは広域レベルに大規模個別経営が存立すること、且つその大規模個別経営が集落営農法人を担う使命感と経営能力を持つことである。過疎・高齢化進行中の中山間地域において、新たな大規模個別経営の創出が困難であることはこの形態の意義を一般化する時の限界といえる。また、地域に大規模個別経営が存在する場合、集落営農法人と連携する意欲が必ずしもあるというわけでもない。

とはいものの、大規模個別経営を軸とした集落営農法人のあり様、及び更なる連携強化を図る可能性については、地理的範囲を問わず、共通認識と共同目的をもつ集落営農法人と個別経営には示唆的である。

第4章は、旧村レベルを担わざるをえない「旧村一体型」集落営農法人の形態である。事例は広島県東広島市の中山間地域に位置する。国からの補助金の受け皿（任意組織）が法人の母体となり、農事組合法人が発足した。法人設立後、稻作（主食用米）一本筋で安定的経営が維持できた。過疎・高齢化が進行するなかで、法人の経営展開には、主たる従事者が確保できず、限られた人的資源の再組織化が求められた。安定的経営を支える生産体制の構築には機械・施設と労働力の確保が必要とされる。法人は水田資源に係わる既存の諸組織（主体）との連携を通して、地域全体で機械等の共同利用体制を確立し、資本財の初期投資と追加投資が最小限に抑制できた。法人は限られた人的資源を組織化させ、短期雇用で経営播種期を乗り越えてきた。経営が安定した後、法人は経営の多角化と制度的支援による常時雇用の創出に工夫し、経営体として更なる経営の安定化に努力している。農業生産以外に、法人と既存の協業組織は地域振興活動に取組み、連携強化を図っていく。

第5章は、第4章より広域レベルを担う「超広域型」集落営農法人の展開である。過疎・高齢化の北陸中山間地域において、100ha級の経営規模を持つ集落営農法人が形成されている。急激な過疎化の進行による農地の借り手市場化が進むなかで、2つの旧村の水田管理を担う集落営農法人の経営展開には以下のような特徴が見られる。地元旧村の2集落で組織された既存の機械利用組合と、法人を担い手として位置づけるために組織化が図られた隣村（旧村）の農地利用組合から、機械を貸借しながら、経営播種期の初期機械投資と規模拡大の追加投資が節減できた。法人は経営規模を拡大していくなかで、地元旧村にある条件不良の未整備農地も耕作しつづける。こうした集落レベルの農地保全は、基盤整備を契機に、集落の営農組合の新設に寄与した。旧村単位の機械利用体制で支えられてきた「超広域型」集落営農法人は安定的な経営展開を行い、過疎・高齢化の進行する地域での水田農業の維持、水田資源の保全及び地域営農再編の促進に貢献している。

第6章は、地域（旧村）の自治組織と連携する集落営農法人の形態である。事例は広島県東広島市中山間地域に位置する農事組合法人である。「村落が崩壊する」という地域住民の危機意識が村落の再生に機能し、従来の生活単位としての集落ではなく、旧村という範囲で自治組織を発足させた。そして、自治組織の農村振興部を母体とした集落営農法人が設立された。法人は旧村の水田農業生産を担い、自治組織（協議会）の機能を補完し、地域住民に係わる村落社会において重要な社会的役割も果たしている。この形態は本論文において新たな「生活結合型」集落営農法人として位置づけられる。広域レベルでの対応を求める際、自治組織の機能を活かすことも示唆的である。

終章は過疎・高齢化に対応した集落営農法人の形態別の成立条件を整理し、集落営農法人の展開方向と地域諸主体関係の構築に関する検討である。

以上のように、個と集団の関係に関して、「基礎連携型」、ヨコの組織化による「部分融合型」、タテの組織化による上部組織の結成は、先行研究で示された任意的連携より進化した形態としてみられる。過疎・高齢化の進行にともなう集落機能の脆弱化への対応形態について、上述の個と集団の連携形態以外に、旧村レベルの組織間連携の「旧村一体型」、「超広域型」、自治組織と連携する新たな「生活結合型」というような広域レベルを担う集落営農法人の諸形態も含まれる。集落営農法人の形成と健全経営を支えるために、地域の諸主体は連携関係を構築し、地域諸主体間関係を形成していく。これは地域資源の総合的結合の結果である。中山間地域の集落営農法人は水稻作を経営の柱とするのが多い。米価下落と政策転換等の外部要因によって不利益を被る際、法人の経営改善には地域に賦存する自然的資源と社会的資源の変化と再編が求められる。地域資源の再編にともない、地域諸主体間関係も進化していく。